

実質化された人・農地プラン(鶺沼地区)

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
各務原市	鶺沼地区	令和2年3月1日	令和5年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	353.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作所の耕作面積の合計	187.4	ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	89.9	ha
i うち後継者未定の耕作面積の合計	23.1	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	22.9	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.4	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が23.1haで、畑作地については法人や人参加等の人参生産者の耕作が期待できるが、低迷する園芸作物の市場価格が農業者の営農意欲を減退させている。また、西町や東町等の水田については、現在耕作している営農組合が将来的に規模縮小の意向で、10年後までに新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・西町、東町等の水田利用については、当面認定農業者等が中心となり担う。また将来においては、後継者のいる1法人が担っていく。  
 ・羽場の水田利用については、6名の認定農業者が中心となり担っていく。また、他地区を中心に耕作する法人である1法人と、異業種参入の見込みがある1法人も中心となり担っていく。一方で、後継者になるかどうかわからないと回答した人の割合が54.8%と高いことから、定年帰農も踏まえ、これらの人に後継者となるよう働きかけていく。  
 ・畑利用については、現プランの中心経営体や認定農業者が中心となり担っていく。特に、JA青年部の若手農業者や2法人が中心となり担っていく。  
 ・施設園芸を中心とした新規就農者を積極的に受け入れることでも対応していく。  
 ・人参加会はリタイアする農業者の農地の受け手を部会員の中でマッチングさせる。特に若手経営者を中心に経営拡大を図り、法人化を進めていく。

(参考)

中心経営体	個人の認定農業者	23
	法人の認定農業者	4
	認定新規就農者	2
	その他	5

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針

・農地中間管理機構の活用方針  
 鶺沼真名越町・鶺沼西町を重点的に、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者へ5年以上の貸付期間を推奨し、農地中間管理機構を活用していく。  
 中心経営体が病気や高齢化などで営農の継続が困難になった場合は、JAをはじめとする関係諸機関と連携し、農地の一時保全管理や新規就農者への貸し付けなど、機構を通じて経営体への貸付を進めていく。

・特産化作物のブランド化推進  
 各務原市の特産品である人参について、JAぎふ・各務原市商工会議所・東海学院大学・市の4者による連携協定に基づいた「ブランド推進連絡協議会」の啓発等イベント事業を通じて、特産品の需要を喚起するよう取り組む。

・鳥獣被害防止対策の取り組み方針  
 各務原市猟友会と協力し、鳥獣被害の調査や捕獲体制の構築等に取り組む。